

船舶インシデント調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成30年7月31日 12時30分ごろ
発生場所	鳥取県美保飛行場西方沖（中海東部） 美保飛行場灯台から真方位220° 1海里付近 （概位 北緯35° 29.2′ 東経133° 13.1′）
インシデントの概要	漁船遠藤丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年9月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 遠藤丸、0.44トン
船舶番号、船舶所有者等	TT3-6155（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3 海象：波高 約0.6m、潮汐 低潮時
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、中海南部の漁場に向けて鳥取県境港市外江町の係留地を出航し、漁場に到着して操業を行った後、帰航を開始した。</p> <p>本船は、中海東部で主機を半速力前進として北進中、12時30分ごろ主機が停止した。</p> <p>船長は、燃料タンクの燃料の残量を確認し、燃料がないことに気づき、運航不能となったことを知ったものの、予備の燃料タンク及び櫓を積んでおらず、また携帯電話を所持していなかったため、どうすることもできなかった。</p> <p>本船は、風潮流により西南西方に圧流され、17時00分ごろ中海南西部の浅所に座洲した。</p> <p>船長は、7月27日20ℓ入りの燃料タンクに燃料約10ℓを入れた。</p> <p>船長は、満タンクの状態ですべての燃料を消費した場合、約4時間の航行が可能であることを知っていたが、本インシデント当日、半速力前進で航行し、昼には帰港する予定であり、3日前に燃料約10ℓを入れたため、燃料がなくなることはないと思い、燃料の補給を行っていなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>

分析	<p>本船は、中海東部を北進中、燃料がなくなったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、3日前に燃料を補給したので、燃料がなくなることはないと思い、出航前に燃料の補給を行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、中海東部を北進中、燃料がなくなったため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 発航する前は、余裕をもって燃料を補給しておくこと。・ 航行する際には、予備の燃料を携行することが望ましい。・ 緊急連絡用に携帯電話等を所持することが望ましい。